

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①位置及び境域

島田市は静岡県内のほぼ中央に位置し、大井川沿いの平坦部を除いてほとんどが山林地帯である。北は無双連山を始めとする山嶺を境に川根本町に接し、東は静岡市及び東北部の高根山から山稜の尾根を境にして藤枝市に接している。西は浜松市、森町及び掛川市、南西部は菊川市、南は高尾山を境にして牧之原市に接し、東南部で吉田町及び大井川をはさんで焼津市に接している。一級河川大井川をはじめ家山川、笹間川、身成川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川、大津谷川、東光寺川、大代川そして湯日川等の急流河川が流れており、大井川により運ばれた土砂の堆積によってできた平坦地が緩い勾配となって海岸へ向かっている。

面積・人口等 (島田市住民基本台帳人口：令和5年12月31日現在)

東西	南北	面積	人口
約23km	約31km	315.70km <sup>2</sup>	95,698人(内外国人1,883人)

②予想される災害と地域

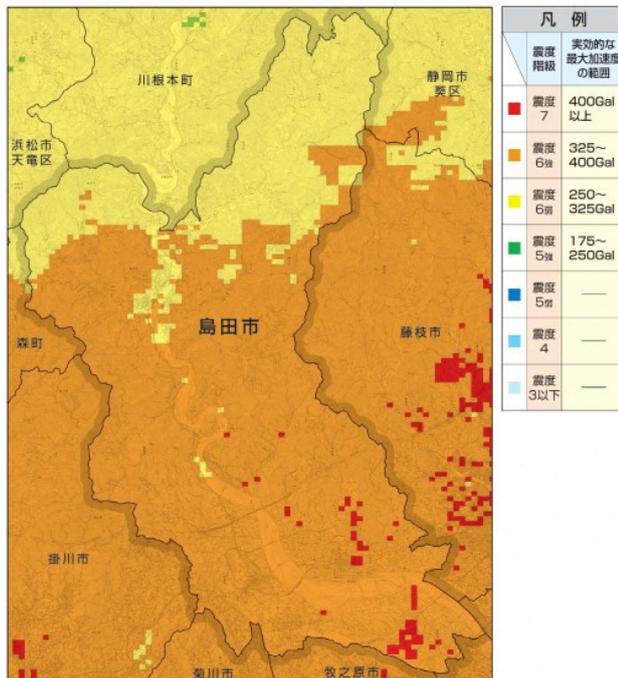
ア 地震

南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態が続いている。

予想される東海地震等では、最大で1.3%の地域で震度7、74.2%の地域で震度6強、24.5%の地域で震度6弱の揺れが想定される。それに伴い、家屋倒壊、火災、道路、橋梁の損壊、急傾斜地の土砂崩壊のほか、一部液状化による建築物の損壊、ライフラインや交通・通信インフラの損壊等、市内全域にわたって大きな被害が予想される。

推定震度分布図

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される震度を気象庁震度階級に合わせて推定したものです。震度の区分は、地盤条件や震源距離から推定した地表加速度を単純計算した換算震度を示します。一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。

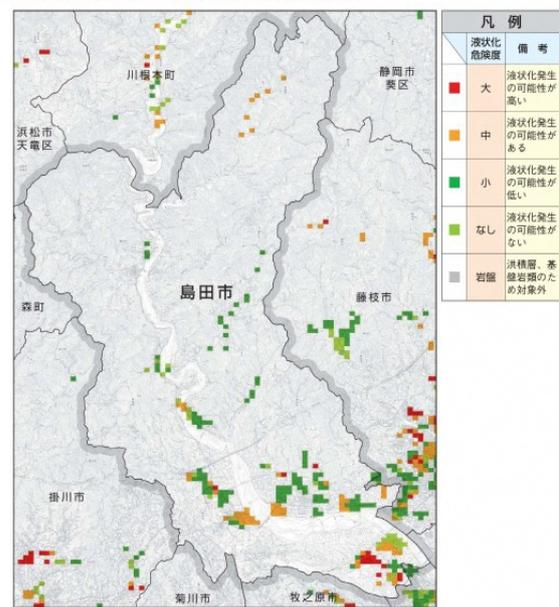


(出典：島田市 防災ガイドブック)

推定液状化危険度図

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される地盤の液状化危険度を4階級に区分したものです。

静岡県内の沖積平野で収集した既存の地質ボーリング柱状図資料(約17,000本)を基に、「道路橋指方書・同解説V耐震設計編(平成8年12月)」の液状化判定式(FL法)による判定を行い、地域毎の平均値を求めました。地質ボーリング柱状図資料の無い地域については表層地盤区分を基に判定しました。なお、判定に使用する地表面の水平震度は東海地震で想定される地表加速度を用いました。一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。



(出典：島田市 防災ガイドブック)

## 被害想定

建物等被害に係る島田市の想定結果 (単位:棟)

項目	被害区分	予知なし 冬・夕
地震動	全壊	約7,500
	半壊	約8,800
液状化	全壊	約10
	半壊	約30
人口造成地	全壊	約400
	半壊	約1,200
山・崖崩れ	全壊	約100
	半壊	約300
火災	消失	約60
建物棟数	48,260	
建物被害総数	全壊及び消失	約8,800
	半壊	約10,000
建物被害率	全壊及び消失	約18%
	半壊	約21%
ブロック塀等転倒数	約900	
屋外落下物が発生する建物数	約1,600	

人的被害に係る島田市の想定結果 (単位:人)

項目	被害区分	予知なし 冬・深夜
建物被害 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約100(約20)
	重症者数	約800(約80)
	軽症者数	約2,400(約300)
山・崖崩れ	死者数	約10
	重症者	約10
	軽症者	約10
火災	死者数	—
	重症者	—
	軽症者	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—
	重症者	—
	軽症者	—
合計	死者数	約200
	重症者	約800
	軽症者	約2,400
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約600

※予知なし:地震が予知されず、突然発生するケース  
 ※冬・夕:住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。  
 ※冬・深夜:多くが自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い

## ライフラインの支障等

電力	発災直後は県内の需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱程度で停電が継続。 応急復旧には2～3週間程度が必要。
電話	固定電話は、発災直後は県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま。 応急復旧には1～2週間程度が必要。 携帯電話は、基地局の停波や停電の影響で発災1日後には県内全域で非常につながりにくい状態。応急復旧には1～2週間程度が必要。 上記以外に、発災直後から通話量の急激な増大により、電話がつながりにくい状態が発生。
上水道	発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続。応急復旧には4～6週間程度が必要。
下水道	発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生。応急復旧には2～5週間程度が必要。
ガス	都市ガスは、発災直後は県内で7～8割程度が供給停止。応急復旧には4～6週間程度が必要。 LPガスは、発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後、早期の復旧が可能。
エレベーター	震度4以上でほぼ全てのエレベーターが停止。電力復旧、点検後に使用が可能。

※静岡県第4次地震被害想定～駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の場合

(出典:島田市 防災ガイドブック)

### イ 原子力災害

原子力災害については、御前崎市に浜岡原子力発電所があり、1、2号機が廃炉措置中、3～5号機が運転停止中であるが、現在でも使用済み燃料が冷却プールに一定量保管されていることから、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う原子力災害対策が必要である。

### ウ 風水害

大井川上流は、降水量が多い地域であり、中上流部山地は、地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

風水害は、季節と密接な関係にあることはもちろんであるが、市の水害史は、大井川とともにあり、過去

にしばしば大災害を繰り返してきた。

中小河川においては、これまで台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川などの氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

近年は、強靱な堤防整備などの治水工事の成功とダムの建設、先人の幾多の苦勞による水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。

一方で、近年は局所的、短時間の記録的豪雨、突風、雷等の発生頻度が高まっており、これまで被害の発生していない地域も含めて、風水害の発生が予想される。

島田市の洪水ハザードマップによると、中心市街地（本通商店街周辺）において、最大 3.0m の浸水が広範囲で浸水被害が想定されている。また、市内の主要産業である茶業の荒茶製造施設や物流の要所が位置する神座・初倉地区等の大井川沿岸部においては、氾濫時に最大で 5.0m の浸水被害が予想されている。

商工業者へのリスクとしては、店舗内の什器や商品、工場の製茶機械等の故障による事業停止の長期化、および復旧費用の高額化が想定される。特に茶業においては、地域に点在する加工施設が被災することにより、生葉の受け入れや加工が停滞し、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクが存在する。

### エ 土石流・地すべり・がけ崩れ

市北部の山間部や平地部との境界部を中心に、急峻な地形となっており、土石流、地すべり及びがけ崩れ（急傾斜地崩壊）等の危険性を有している。これらの地域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が 700 箇所以上あり、強風雨時や地震時の被害が予想される。

これらの地域以外の急斜面や造成地（盛土）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

島田市の土砂災害ハザードマップによると、伊久身・川根・湯日地区等の山間部一帯は、地滑りや崩壊などの土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、ここには本市経済の基盤である広大な茶園と多数の製茶事業者が集積している。

商工業者へのリスクとしては、大井川の両岸を支える主要幹線道路（右岸の国道 473 号および左岸の県道 64 号線）の通行止めが想定される。これにより、生産・加工拠点からの物流が一時的に寸断され、茶関連産業全体のサプライチェーンが停滞するリスクがある。産地と販売地が一体となった地域経済において、物流のストップは収益力に負の影響を与える大きな要因となる。

### オ 火災・爆発

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

更に、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

また、当市は山間地を抱えており、特に冬季は非常に乾燥するため、山火事においても十分注意する必要がある。

中心市街地の本通り東側地区は、区画整理が未完了であることから、伝統的な「ウナギの寝床」状の細長い敷地形態が色濃く残っている。店舗が隙間なく隣接し、かつ奥行きが深いこの構造は、ひとたび火災が発生すれば建物の深部への延焼や近隣店舗への燃え広がりが極めて早いという、地域固有の構造的リスクを抱えている。

商工業者へのリスクとしては、店舗・商品・居住空間の焼失による事業断念や復旧費用の高額化に加え、狭隘な道路事情や入り組んだ建物構造が初期消火や消防活動の妨げとなり、被害が拡大・長期化する恐れがある。また、商店街は「面」の魅力で集客しているため、被災によって街並みが損なわれることで、顧客の流出や商圏の喪失、地域の賑わい途絶といった経済ダメージを受けるリスクが存在する。

### カ 事故

市内には関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道本線及び東海道新幹線等の交通網が存在し、交通量が多いことから防災体制について十分な配慮が必要である。

特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979(昭和 54)年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。

なお、静岡空港の立地市として、航空機事故に対しても注意する必要がある。令和 2 年 12 月に民間ヘリコプターが金谷大代安田地区に墜落するという事故が起こっている。

## キ 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

島田市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、1707年10月28日に発生した宝永地震の49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

また、近年発生リスクが高まっている大型で強い台風接近等に伴う広域かつ長期の大規模停電とこれによる水道等のライフラインへの障害、道路寸断や通行不能等への対策も必要である。

## ク 津波

島田市は内陸にあり、海拔（島田市役所本庁舎 海拔 56.4m）が高いことから津波による被害は極めて低いと思われる。

沿岸名	地域海岸	区 間	箇 所 名	
駿河湾沿岸	29	西浦	大瀬崎～長井崎	沼津市西浦江梨～沼津市西浦木負
	30	内浦	長井崎～大久保の鼻	沼津市西浦木負～沼津市獅子浜
	31	沼津	大久保の鼻～牛臥山	沼津市獅子浜～沼津市下香貫
	32	富士	牛臥山～富士川河口	沼津市下香貫～富士市五貫島
	33	由比	富士川河口～薩埵峠	富士市五貫島～静岡市清水区由比西倉澤
	34	清水	薩埵峠～三保の松原南	静岡市清水区由比西倉澤～静岡市清水区折戸
	35	静岡	三保の松原南～安倍川河口	静岡市清水区折戸～静岡市駿河区広野
	36	用宗	安倍川河口～焼津大崩	静岡市駿河区広野～静岡市駿河区石部
	37	焼津	焼津大崩～焼津漁港海岸	静岡市駿河区石部～焼津市田尻
	38	志太権原	焼津田尻海岸～萩間川	焼津市田尻～牧之原市大江
	39	相良	萩間川～須々木川	牧之原市大江～牧之原市須々木
	40	相良須々木	須々木川～地頭方漁港	牧之原市須々木～牧之原市新庄
	41	御前崎	地頭方漁港～下碑	牧之原市新庄～御前崎市御前崎

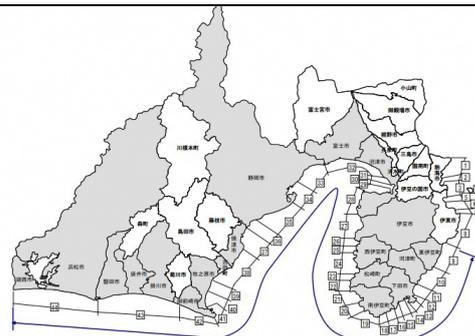


図-1 地域海岸の区分  
今回の津波浸水想定の対象範囲

（出典：国土交通省 静岡県知事からの報告（静岡県津波浸水想定の設定について））

## ケ 津波

島田市は内陸にあり、海拔（島田市役所本庁舎 海拔 56.4m）が高いことから津波による被害は極めて低いと思われる。

## コ 感染症

10年から40年周期で発生する新型インフルエンザ等や、国民の多くが免疫を持たない未知の感染症は、全国的かつ急速な蔓延により、市民の生命・健康を脅かすのみならず、地域経済や事業継続に甚大な影響を与える恐れがある。

## カ サイバー攻撃

近年、セキュリティ対策が手薄な小規模事業者を標的とし、そこを足掛かりにサプライチェーン全体へ被害を広げるサイバー攻撃（ランサムウェア等）による事業停止リスクが急増している。自然災害と同様にサイバーリスクを事業継続上の重要課題と位置づけ、地域経済の停滞を防ぐための強靱な情報セキュリティ体制の構築支援が急務となっている。

## (2) 域内の商工業者の状況

・管内事業所数 2,299

・管内小規模事業者数 2,114 出典：令和3年経済センサス活動調査

(事業継続力強化支援事業の内容に記載の通り、巡回指導や窓口相談でのアンケート調査を通じ、事業継続力強化に取り組む事業者を実態把握に努めます。)

### 【内訳】

業種	管内事業所数	管内小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商業	418	385	大半が市内全域に立地している。 JR島田駅前は商店街となっている
工業	363	334	大半が市内全域に立地している。 大井川両岸に比較的大きな工場が点在している。
観光業・飲食業	186	171	大半が市内全域に立地している。
金融業・保険業・ 不動産業	106	97	大半が市内全域に立地している。
運輸業	90	83	大半が市内全域に立地している。
サービス業	513	471	大半が市内全域に立地している。 多くはJR島田駅前の商店街に点在している。
建設業	623	573	大半が市内全域に立地している。
合計	2,299	2,114	

※上記の内訳の各数値については、令和3年経済センサス活動調査のデータを島田商工会議所で加工したものである。

## (3) これまでの取組

### ①島田市の取組

#### ア 地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号 以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めている。

(地域防災計画の構成)

1章 共通対策編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2章 地震対策編	地震による災害対策
3章 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4章 風水害対策編	風水害による災害対策
5章 大火災対策編	大火災(林野火災を含む。)、大爆発による災害対策
6章 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故等による災害対策
7章 資料編	各編に付属する各種資料

イ 地域防災計画以外の防災関係計画の策定、監理

島田市地域防災計画以外に次に掲げる主な計画があり、島田市の危機管理行政を支えている。

計画名	内容と目的	最新改定
島田市水防計画	水防法に基づき河川等の洪水・水害対策の方針を定める計画。パトロール、応援協力、水防機材の整備など	令和7年3月改定
島田市業務継続計画 (BCP)	災害時でも行政機能を低下させずに維持・復旧する体制を整備するための計画	毎年度更新
島田市国民保護計画	武力攻撃事態やテロ発生時に住民の保護措置や避難体制等を定める計画	令和5年度改正
島田市地震対策アクションプログラム 2023	地震災害軽減のための具体的行動計画。耐震化推進、避難体制・啓発活動	令和5年策定
島田市原子力災害広域避難計画	原子力災害発生時の広域避難体制・交通・受け入れ体制の整備計画	令和7年改定
島田市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等感染症発生時の体制・予防策・連携等を定めた計画	平成26年策定
島田市国土強靱化地域計画	南海トラフ等の大規模災害も想定した社会・インフラの強靱化方針。復旧・復興、持続性の高い施策体系化	令和5年改定
水災害対策プラン (栃山川・木屋川ほか)	地域ごとの河川流域を対象にした浸水被害防止・軽減のための流域治水施策	令和6年改定
災害廃棄物処理計画	災害時の廃棄物の迅速処理体制、仮置き場、分別・復旧支援の方針	平成29年策定

ウ 防災訓練の実施

島田市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施している。

主な内容

- ・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るため、平素からこれに対処する心構えを養っている。

- ・特に災対法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を行っている。

消火、道路啓開(道路上の障害物の除去等)、救出・救護、避難・誘導、通信情報連絡、救助物資集積・輸送・配分、避難所運営、給水・炊出し、応急復旧、遺体措置、災害廃棄物処理

- ・防災訓練では、要配慮者に配慮した訓練を実施し、要配慮者等の支援体制の整備に努めている。

## ②島田商工会議所の取組

### ア BCPに関する国の施策の周知

専門家による個別相談会、会報・HP・Facebookなどの情報発信ツールを活用した広報活動、キャンペーン期間を設けた集中巡回活動などの実施により周知している。

実施年度	内容	備考
令和7年度	会報・HP・Facebook等による広報活動	チラシを作成し年1回会報(1,750部)にてPR、HP・Facebookで随時PR
令和6年度	役員議員企業への広報推進	令和6年7月29日 ※通常議員総会で広報活動を実施(34者)
	巡回キャンペーン活動	令和6年9月18日～10月16日 ※経営指導員等とジギョケイ推進員による巡回キャンペーンを実施(3者 内認定1者)
	会報・HP・Facebook等による広報活動	チラシを作成し年2回会報(1,750部)にてPR、HP・Facebookで随時PR
令和5年度	役員企業への広報推進	令和5年9月25日 ※常議員会で広報活動を実施(18者)
	巡回キャンペーン活動	令和5年10月25日～12月15日 ※経営指導員等とジギョケイ推進員による巡回キャンペーンを実施(9者)
	会報・HP・Facebook等による広報活動	チラシを作成し年2回会報(1,750部)にてPR、リーフレットを作成巡回・窓口相談時に活用、HP・Facebookで随時PR
令和4年度	HP・Facebook等による広報活動	HP・Facebookで随時PR
令和3年度	会報・HP・Facebook等による広報活動	チラシを作成し年1回会報(1,750部)にてPR、HP・Facebookで随時PR

島田商工会議所の支援内容のご案内

事業継続力強化計画が会社を救う!  
自然災害などの緊急事態に負けない強い会社づくりを!!

令和5年度に作成したリーフレット

※令和7年12月末までの実績

### イ BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援実績豊富な専門家などを講師に招き、BCPの必要性や基礎知識をテーマにセミナーを開催している。

実施年度	セミナーテーマ	開催日
令和7年度	対策の差が影響の差 防災対策と事業継続力強化計画 (17者)	令和7年12月3日
令和5年度	企業の3大ノックアウトリスク対策セミナー (21者)	令和5年10月27日
令和3年度	事業継続力強化計画策定セミナー (19者)	令和3年10月22日

※令和7年12月末までの実績

#### ウ 個別相談会の開催

連携先の損害保険会社担当者や中小企業診断士を相談員に招き、個別相談会を開催している。

実施年度	内 容	備 考
令和7年度	事業継続力強化（ジギョケイ）無料相談会	原則毎月第2火曜日
令和6年度	BCP 個別相談会（中小企業診断士協会との連携）（3者） 事業継続力強化（ジギョケイ）無料相談会（3者）	令和7年2月21日 原則毎月第2火曜日
令和5年度	BCP 個別相談会（中小企業診断士協会との連携）（3者） 事業継続力強化（ジギョケイ）無料相談会（14者）	令和6年2月20日 原則毎月第2火曜日
令和4年度	BCP 個別相談会（中小企業診断士協会との連携）（1者） 事業継続力強化（ジギョケイ）無料相談会（3者）	令和4年12月16日 原則毎月第2火曜日
令和3年度	BCP 個別相談会（静岡県・静岡県 BCP コンサルティング協会との連携） 事業継続力強化（ジギョケイ）無料相談会（1者）	令和3年11月17日 原則毎月第2火曜日

※令和7年12月末までの実績

#### エ 支援体制の強化

小規模事業者からの BCP 策定に関する相談等に対し、専門家とのコーディネート役を担える職員を養成するため、勉強会を開催し経営指導員等のスキルアップに努めている。また、法定経営指導員としての必須科目である「災害・リスクマネジメント知識」も習得している。

実施年度	内 容	備 考
令和7年度	相談所職員勉強会（事業継続力強化計画策定及びビジネス総合保険について）	令和7年9月16日
令和5年度	相談所職員勉強会（事業継続力強化計画策定について）	令和5年11月28日

#### オ 保険制度の周知・加入促進

事業活動における賠償リスク、休業補償リスク、財物損壊リスクを総合的に補償する、日本商工会議所ビジネス総合保険制度の周知に努めると共に加入促進を続けている。

#### カ BCP及び災害時対応マニュアルの策定

関東商工会議所連合会作成の震災対策マニュアルを基本に、事業継続に向けた有効な救援策や復旧支援体制を構築するため、平成22年3月10日に島田商工会議所事業継続計画・震災時対応マニュアルを策定し、必要に応じて改訂している。また、このマニュアルは震災対策を念頭においたもののため、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策を追加した。

#### キ 防災用品の備蓄

職員等が使用する防災備蓄品として、事務所や倉庫に復旧用品、業務用資器材等を備蓄している。

作業用資機材	ヘルメット、作業用手袋、拡声器、工具類、ビニールシート等
救急衛生用資機材	包帯、ガーゼ、絆創膏等
業務用資器材	ラジオ、連絡先リスト、活動項目リスト、市内ハザードマップ、発電機、ガソリン、携帯電話用給電装置、現金等
生活用資器材	役職員の食物、水、食器、カセットコンロ及びガスボンベ、簡易トイレ等

※ 詳細は島田商工会議所事業継続計画・震災時対応マニュアル 緊急用備品リスト参照

### ク 独自の防災（避難）・救急救命訓練の実施

例年9月に行われる「静岡県の総合防災訓練」に合わせ、島田商工会議所及び島田商工会議所会館のテナントを対象とした防災訓練（避難、消火訓練等）に加え、通報訓練を実施している。

### ケ 応急対策時における管内小規模事業者に対する支援体制の構築

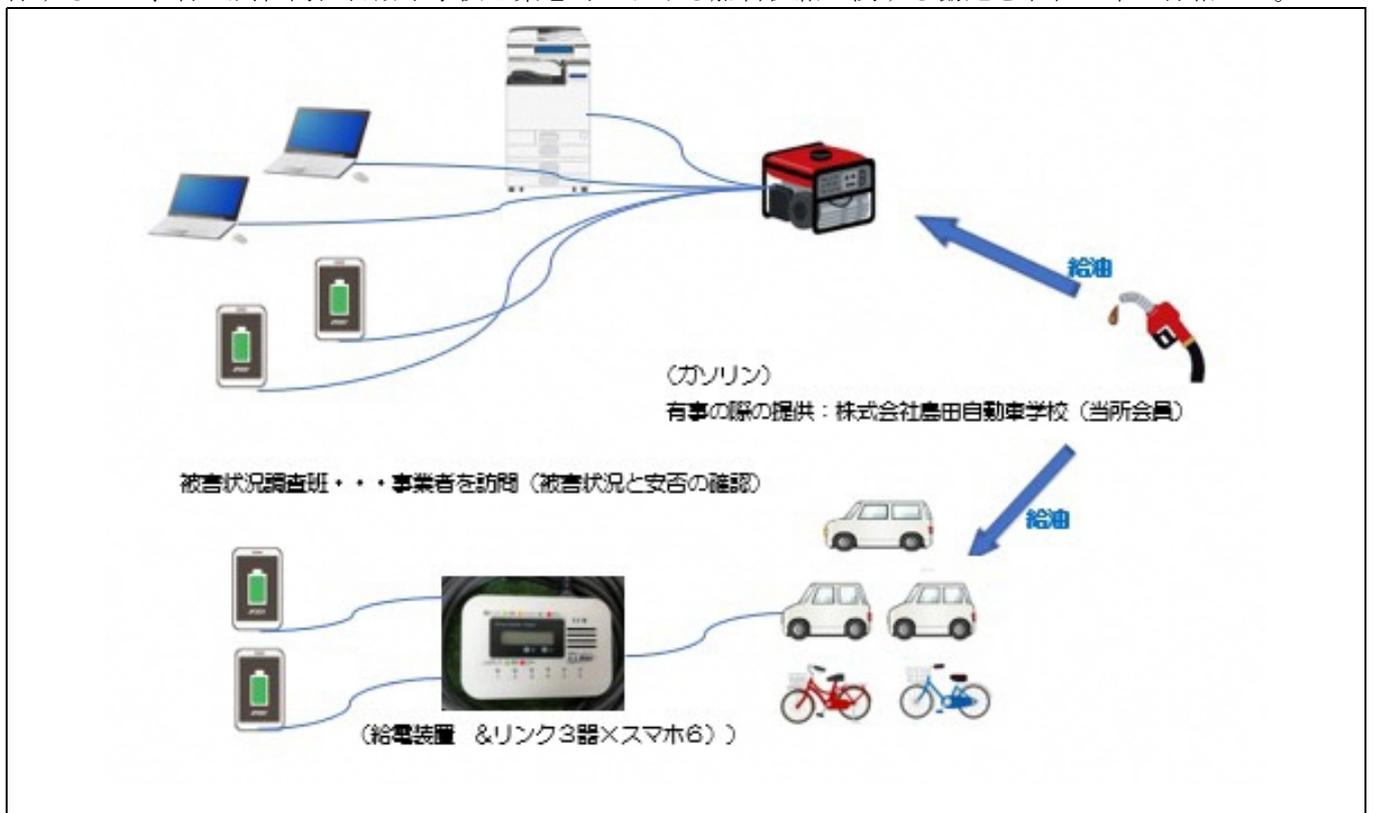
災害時に島田商工会議所会館が倒壊、焼失等により閉鎖せざるを得ない場合でも、小規模事業者への支援を確実に実施するため、島田市と代替事務所の使用に関する覚書を平成22年に締結した。

代替施設：地域交流センター「歩歩路」

静岡県島田市本通3丁目6-1（事務所倒壊、焼失等による閉鎖の場合の代替）

TEL 0547-33-1550 FAX 0547-33-1565

・災害時に小規模事業者の被害状況を調査する車両及び緊急対策相談窓口で必要とする電源装置の燃料を確保するため、株式会社島田自動車学校と緊急時における燃料供給に関する協定を令和3年に締結した。



協力会社：株式会社島田自動車学校

静岡県島田市道悦2丁目2-1

TEL 0547-37-5221 FAX 0547-37-5222

## II. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### (1) 課題

#### ①事業継続力強化の進捗に関する実態把握

管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況や、本件に取り組む意識・意欲を把握できていない。地域の防災・減災対策の実効性が高まらず、有事の際の被害が拡大する恐れがあるため、関係機関と連携し、実態調査を実施する必要がある。

#### ②地域災害リスクに関する連携不足

地域の自然災害等リスクについて島田商工会議所、島田市関係部署との間で十分な議論ができていない。

#### ③小規模事業者の意識の向上

小規模事業者においては、災害、感染症、サプライチェーンの途絶、サイバー攻撃など、多様なリスクが事業継続に影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、「自分ごと」としての捉え方が十分ではない。「うちには関係ない」「大企業の問題だ」と考え、事前対策を後回しにする傾向が見られる。また、緊急時に事業を早期に再開し、雇用と地域経済を守るための重要な指針となる事業継続計画（BCP）の策定についても、「時間がない」「難しそう」といった理由から多くの事業所で未着手のままである。更に、専任の担当者を置くことが難しい小規模事業者では、リスク分析や対策に関する知識・ノウハウを内部で蓄積・維持することが困難であり、危機管理体制の整備が大きな課題となっている。

#### ④情報提供・周知の強化

防災リスクや事業継続計画（BCP）に関する情報提供や周知活動が全事業者に均等に届いていない事が課題となっている。特に従業員規模が小さい事業所ほど、BCPの基礎的な情報や策定の重要性が十分に周知されていない。

#### ⑤支援力向上

職員（経営指導員等）が事業継続力強化支援を推進するために必要な専門的知識やノウハウを十分に持っていない事が課題となっている。BCP策定支援を経験している職員や、災害発生時に応急対応を推進するノウハウ・スキル・経験を持っている職員が不足している。加えて、災害復旧・事業再開に必要な行政の支援策に関する情報や知識が不足している。

### (2) 対策

#### ①実態把握調査の実施

巡回及び窓口相談時などで、管内小規模事業者に対してアンケート調査を実施し、その結果に基づき、小規模事業者の意識向上と実情に合わせたBCP策定支援を強化する。

#### ②連携による地域災害リスク協議体制の構築

島田商工会議所、島田市（商工課・危機管理課）で連絡協議会を実施する。実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

#### ③小規模事業者の危機意識向上とBCP策定支援の具体策

小規模事業者の意識向上とBCP策定のため、同業種・同規模の成功・失敗事例を共有して危機感を醸成しつつ、専門家による伴走型支援を提供することで、時間とノウハウの障壁を下げ、策定を後押しする。

#### ④小規模事業者に情報を行き渡らせる多角的な周知戦略

経営指導員による巡回指導において、島田市のハザード情報に基づく個別リスクを周知する。小規模事業者向けに、紙媒体、ウェブ、SNSなどの多角的な手法で支援情報・防災情報を発信する。

#### ⑤職員（経営指導員等）のレベルアップ

外部専門家による実践的なBCP策定支援研修や、災害復旧・事業再開に必要な国・静岡県・島田市の公的支援制度に特化した職員向けマニュアルを作成・共有を行う。

### Ⅲ 目標

#### (1) 小規模事業者への災害リスクの認識と事前対策の必要性を伝え意識改革を図る

当地区小規模事業者に対し、自然災害リスク及び感染症等の複合的なリスクを正確に認識させ、事前対策の必要性について啓発を強化する。これにより、小規模事業者の災害リスクに対する意識を高め、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画認定への機運向上を目指す。

#### (2) 小規模事業者への事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画策定支援の強化

小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや個別相談会を定期的に開催し、災害リスクの認識と事前対策の必要性を広く周知する。また、経営指導員等による巡回時に、ハザードマップ等をもとにした災害リスクの説明や事前対策の啓発を実施する。これにより、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続力強化計画の策定企業数の増加を目指す。

#### (3) 職員（経営指導員等）の支援能力の底上げと支援体制の強化

事業者への支援にあたる全職員が基礎的知識を習得し、担当者だけでなく、職員全員で事業継続計画の策定支援にあたる体制を構築する。専門知識やノウハウを持つ方を講師に招き、職員向け勉強会するほか、日本商工会議所、静岡県商工会議所連合会などが主催するセミナーに職員を参加させ、専門知識の習得に努め、実践的な知識とノウハウを習得し、助言力の向上に繋げる。

#### (4) 経済機能の麻痺を回避するための支援の実施

発災後の事業中断の影響を最小限に抑えるため、小規模事業者へ資金繰り対策とリスクファイナンスの重要性の周知に努める。具体的な手段として、ビジネス総合保険の普及を推進する。

#### (5) 茶業サプライチェーン維持と地域経済機能強化の積極的支援

島田市の主要産業である茶業（お茶の製造・加工・販売）関係者や、地域経済圏の中心となる島田市本通商店街地域の小規模事業者を積極的に支援し、サプライチェーン（特に茶葉の流通・加工）や地域経済の生活機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。

具体的には、以下の目標を設定し取り組む。

- ・年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ・ビジネス総合保険加入の取組を年5者に対して行う。
- ・事業継続力強化計画個別相談会を毎月開催する。
- ・年1回セミナー（説明会）を開催する。
- ・業種組合等（島田市茶業振興協会・島田市商店街連合会等）を通じての広報活動を実施する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

#### II 事業継続力強化支援事業の内容

##### （1）管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・日々の巡回指導や窓口相談において、アンケート調査を実施し、管内小規模事業者の事業継続力強化の取組み状況を個別かつ定性的に把握する。

##### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

###### ①経営指導員など（対面での周知）

###### ア 巡回指導時の啓発強化

経営指導員等が巡回時、ハザードマップなど具体的な資料をもとに、事業所ごとの災害リスクを説明し、BCP策定・事前対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）の必要性について啓発を徹底する。必要に応じ、経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。判断シート…[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)

###### イ 個別相談会の実施

BCP・事業継続力強化計画策定に特化した個別相談会を定期的で開催し、事業者の抱える具体的な疑問・課題に対応する。

###### ②広報ツール（非対面での周知）

###### ア 会報誌・市広報・チラシ・Facebook・LINEなどの活用

会報誌・市広報・チラシ・Facebook・LINEなどに事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の必要性、国の施策紹介、リスク対策の必要性、ビジネス総合保険の紹介、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を掲載し、関心を喚起する。

###### ③セミナー

###### ア 事業継続計画（BCP）・事業継続力計画策定セミナー等の実施

管内小規模事業者を対象とした事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画普及啓発セミナーを実施し、市内小規模事業者の災害リスクに対する意識を高め、事前対策の必要性を周知する。セミナー終了後も、計画策定に向けた個別相談会等を継続的に開催することで、事業者が具体的な行動に移せるよう継続的なサポートを提供する。

###### ④職員の支援能力向上

###### ア 外部研修への参加

日本商工会議所等が主催する研修会へ経営指導員を積極的に参加させ、最新の知識とノウハウの習得に努める。研修内容は、全職員に共有し、全員で支援にあたる体制の構築に努める。

##### （3）フォローアップ

- ・島田市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回・窓口による指導を実施し、訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### **(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ**

- ・会報、市広報、HPなどで、管内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### **(5) 関係団体との連携**

- ・東京海上日動火災保険株式会社静岡支店静岡中部支社・損害保険ジャパン株式会社静岡支店 島田支社と連携し、個別相談会を実施する。また、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援とリスクに見合った災害保険や共済制度への加入を推進する。
- ・静岡県 BCP コンサルティング協同組合と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援を推進する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催などの連携を行う。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

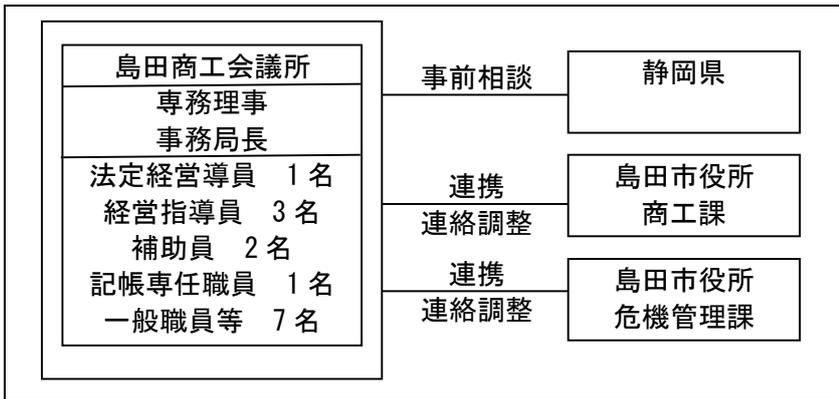
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 12 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・島田商工会議所、島田市（商工課・危機管理課）が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である静岡県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・事業所数等を考慮した町丁別の担当エリアを設定し、法定経営指導員・経営指導員等で巡回指導を実施する。法定経営指導員・経営指導員等を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。同時に、リスクに見合った災害保険や共済制度への加入を推進する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を島田商工会議所と島田市の連絡協議会（年1開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・事業者への支援にあたる全職員が基礎的知識を習得し、担当者だけでなく、職員全員で事業継続計画の策定支援にあたる体制を構築する。専門知識やノウハウを持つ方を講師に招き、職員向け勉強会するほか、日本商工会議所、静岡県商工会議所連合会などが主催するセミナーに職員を参加させ、専門知識の習得に努め、実践的な知識とノウハウを習得し、助言力の向上に繋げる。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員 鈴木昌登（島田商工会議所 中小企業相談所長）

※連絡先は後述 (3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行（随時）

- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定（1年に1回以上）
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

### ③広域経営指導員の当否

経営指導員 鈴木昌登は、施行規則第7条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

### (3) 商工会議所、関係市町村連絡先

#### ①商工会議所

島田商工会議所 中小企業相談所  
〒427-0029 静岡県島田市日之出町 4-1  
TEL 0547-37-7155 FAX 0547-37-5250  
E-mail infol@shimada-cci.or.jp

#### ②関係市町村

島田市役所 産業経済部 商工課  
〒427-8501 静岡県島田市中心街1-1  
TEL 0547-36-7164 FAX 0547-37-8200  
E-mail: syoukou@city.shimada.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	670	670	720	720	720
専門家謝金	150	150	200	200	200
協議会運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	300	300	300	300	300
パンフ、チラシ作製費	200	200	200	200	200

調達方法

会費収入、伴走型補助金、島田市補助金、静岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 理事 静岡支店長 東 秀明 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 TEL: 054-637-2120 Fax: 054-637-1335
2. 損害保険ジャパン株式会社 静岡支店 島田支社 担当部長兼支社長 尼子 毅 〒420-0031 静岡市葵区呉服町1丁目1-2 静岡呉服町スクエア2F TEL: 050-3788-9943 Fax: 054-254-0188
3. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋 義久 〒424-0038 静岡県静岡市清水区西久保283-2 TEL: 054-367-2667 Fax: 054-333-5237
連携して実施する事業の内容
1. (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (セミナー開催) (2) 小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援 (個別相談会開催) (3) リスクファイナンスとして損害保険の加入促進
2. 上記1と同じ
3. (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (セミナー開催) (2) 小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供 (リーフレット作成) (3) 静岡県事業継続計画モデルプラン等を活用した策定支援 (専門家個別相談)
連携して事業を実施する者の役割
1. (1) セミナー…企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ 国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者BCPの策定を推進する。 (2) 個別相談会…事業継続力強化計画の策定支援 小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定を支援し、事業継続力強化を図る。 (3) 損害保険…ビジネス総合保険の相談及び加入促進 リスク診断レポートやリスクマップの提供を通じて、小規模事業者のリスクファイナンスを支援する。
2. 上記1と同じ
3. (1) セミナー…企画・運営、講師の派遣と開催後の受講者のフォローアップ 国・県等が公表しているガイドラインや事業継続力強化計画の認定制度及びその優遇制度を発信することで、小規模事業者の事業者BCPの策定を推進する。 (2) リーフレット…施策等の最新情報の提供 災害リスクや事前対策の必要性が認知でき、有効な施策を活用して策定に取り組むきっかけをつくる。

(3) 個別相談会…事業継続力強化計画の策定支援

小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定を支援し、事業継続力強化を図る。

連携体制図等

